

第2次流山市子どもの読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメント 実施要領

1 件名

第2次流山市子どもの読書活動推進計画（素案）についての意見の募集

2 目的

本要領は、第2次流山市子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、策定に係る意思決定を行うためのものです。

3 趣旨

今日は、多様なメディアやインターネットの発達と子どもをとりまく環境の大きな変化により、国全体における子どもの「読書離れ」が著しいと久しくいわれ、その影響が懸念されています。

国は、子どもの読書活動の推進に関する法律を公布・施行して、子どもの読書活動の推進について国及び地方公共団体の責務を明らかにし、国及び千葉県は、それぞれ計画を策定しました。

流山市でも平成29年3月に「流山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果が認められるものの、年齢が上がるにつれて読書離れの傾向が依然としてある等、課題もみえてきました。こうした状況を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証し、さらに充実させ、第2次流山市子どもの読書活動推進計画を策定するものです。

4 公表案

別紙のとおりです。

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 意見の募集期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月21日（火）まで（必着）

7 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、保健センター、各保育所（園）、各児童センター（館）、各幼稚園、各小学校・各中学校・各高等学校、各学童クラブ、各障害児通所支援事業所

※私立の施設については、設置可の回答をいただいた施設のみ。

(2) 公表

市ホームページ

8 意見の提出方法

別紙様式に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を御持参ください。

9 その他

(1) 御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はしません。

(2) 電話、口頭での意見は、意見として扱いませんので、予め御了承ください。

10 問い合わせ先及び提出先

〒270-0176 流山市加一丁目1225番地の6

流山市教育委員会 生涯学習部 図書館

電話 04(7159)4646 FAX 04(7159)4765

電子メール toshokan@city.nagareyama.chiba.jp